

## 奨励金（大学院）

大学院博士前期課程（修士課程）と博士後期課程（ただし、イノベーションマネジメント研究科は除く）における修学および研究活動を支援・奨励することを目的に設けられています。

区分	対象	給付額
第1種	金沢工業大学の学部の卒業に引き続き博士前期課程（修士課程）への入学を強く希望する者であって、入学後の経済的な支援を必要とする者	1名あたり年間25万円とし、給付枠は年間100名以内とする。また、給付の期間は2年を限度とする。
第2種	博士前期課程（修士課程）に在籍する1年次生であって、経済的な支援を必要とする者	1名あたり年間25万円とし、給付枠は年間20名以内とする。
第3種	博士前期課程（修士課程）及び博士後期課程に在籍する学生であって、各専攻が認める学協会等において研究成果が評価された者	1件につき10万円または3万円とし、給付枠は年間150件以内とする。
第4種	博士前期課程（修士課程）及び博士後期課程に在籍する学生であって、各専攻が認める学協会等において研究発表を行うために要する旅費を必要とする者	国内外を問わず1件につき3万円を上限とし、1学年に1回限り旅費に充当することを条件に給付する。
第5種	博士前期課程（修士課程）及び博士後期課程に在籍する学生であって、不測の事情により経済的な支援を急ぎ必要とする者	1名あたり年間25万円を上限とし、給付枠は年間10名以内とする。

（2020年度入学者の場合）

詳しくは「学生ポータル」→下部リンク集 修学支援「修学相談室」参照

## 保険

### ■【病気】 学生健康保険互助会（互助会）

病気の治療でかかった医療費の給付が受けられます（1人につき年間（4月～翌年3月）30,000円まで、休学中は給付対象外）。

※受付窓口は、大学事務局 学生窓口（1号館2階）です。治療した月の翌月10日までに（10日が日曜日の場合は9日）申請してください。

※受付できない例もありますので、詳細は修学相談室ホームページを確認してください。

### ■【ケガ】 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

教育研究活動中の事故によって、身体にケガを被った場合、修学相談室に申請してください。ケガの治療で、保険対象となる事例は下記のとおりです。

正課中	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講義・実験・実習・演習中および指導教員の指示に基づいた「プロジェクトデザインⅢ（PDⅢ）」、研究室活動中</li> <li>●「人間と自然」での研修中</li> <li>●「PDⅢ」での池の平セミナーハウス研修中</li> <li>●指導教員の指示に基づいた授業準備中・後始末中</li> <li>●他大学の正課中（海外含む）</li> </ul>
学校行事	●入学式・卒業式（リハーサル含む）、工大祭、オリエンテーションなど 学長が学校管理下であると事前に認めた行事中
課外活動中	●クラブ活動中・対抗試合または行事への参加中
通学中	●住居から学校間
施設間移動中	●各キャンパス内および施設間の移動（扇が丘・八束穂キャンパス間など）

### ■【任意】学研災付帯 学生生活総合保険

本学では、実験・実習等で発生したケガに備えて学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）に全学生が加入しています。ただ、この保険制度の適用範囲は、授業中・大学が認めている課外活動中に限られています。そこで、学生の皆さんが学生生活を送るうえで万一の時に備えて、学研災の上乗せ補償制度である「学研災付帯 学生生活総合保険」への加入を勧めています。取り扱い KIT サービスセンター（21号館2階）で行っています。

2019年12月 19-TC05982